

不服申立て事案答申第 113 号の概要について

1 件名

被害者連絡経過票の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 26 年 8 月 27 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「被害者連絡経過票（警察署保管分）」（以下「本件請求対象保有個人情報」）について、愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して自己情報開示請求を行った。

これに対し、警察本部長が同年 9 月 29 日付けで不開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示請求に係る個人情報を保持しているはずとの理由で、開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

実施機関は、次の理由により、本件請求対象保有個人情報を不存在のため不開示としたというものである。

(1) 被害者連絡制度

ア 愛知県警察被害者連絡実施要領

県民からの捜査等に関する情報提供の要望の高まりを踏まえて、被害者連絡の確実な実施を期するため、愛知県警察被害者連絡実施要領（平成 19 年刑総・務住・生総・地総・交総・備一発甲第 35 号。以下「実施要領」という。）が制定されており、実施要領において、犯罪被害者、その遺族又は被害少年の保護者（以下「被害者等」という。）に対する捜査状況等についての連絡活動（以下「被害者連絡」という。）の対象者、推進体制等について必要な事項が定められている。

イ 被害者連絡体制

被害者連絡は、実施要領で規定する、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 199 条の罪（殺人罪）及びその未遂罪を始め、車両等の交通による人の死亡があった交通事故事件等（以下「対象事件事故等」という。）の被害者等について行うこととされ、警察署及び高速道路交通警察隊に、被害者連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）として、警察署にあつては当該業務を担当する課の課長を、高速道路交通警察隊にあつては分駐隊長をもって充てる者を置くこととされている。

ウ 被害者連絡実施要領

(ア) 犯罪を認知した時点における措置

連絡責任者は、発生した犯罪又は交通事故事件が被害者連絡の対象となっていると判断した場合は、直ちに事件ごとに事件担当捜査員の中から被害者連絡

担当者（以下「連絡担当者」という。）を指定する。

(イ) (ア)の規定により指定を受けた連絡担当者は、速やかに被害者等に面接し、愛知県警察犯罪被害者支援要綱（平成 25 年務住発甲第 18 号）により作成することとされている「被害者の手引」を交付し、「被害者の手引」に基づいて、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての教示を行わなければならない。

(ウ) 連絡担当者は、(イ)の結果について、実施要領で規定する「被害者連絡経過票（以下「経過票」という。）」を作成して、連絡責任者を經由して、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に報告する。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、警察署が請求日現在保管する、開示請求者に対して行われた被害者連絡に係る経過票である。

経過票は、連絡担当者が、「被害者の手引」に基づき、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について、被害者等に教示した結果を、連絡責任者を經由して警察署長等に報告するために作成するものである。

(3) 本件対象保有個人情報の管理

事務の適正かつ能率的な遂行及び愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）の適正かつ円滑な運用に資するため、愛知県警察における行政文書の管理についての必要な事項を愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令 27 号。以下「管理規程」という。）において定めている。

管理規程は、行政文書の適正な整理、保管及び保存を図るため、警察本部各部の掌理する事務に関する行政文書の分類の基準において、必要があるときは、常時使用する台帳、帳簿等で、加除、修正、追記等により適正な状態で維持管理するもの（以下「常用台帳」という。）を指定することができるとしている。

常用台帳で管理することとなった文書のうち、特にその後の取扱いが定められていない文書については、必要がなくなった時点で、保存期間が満了したものとみなして廃棄され、廃棄の記録もなされないこととなる。

経過票は、作成された後、常用台帳につづられて管理することとなっている文書であるが、常用台帳で管理する必要がなくなった後の取扱いが特に定められていない文書でもあるため、被害者連絡の対象事件事故等が終結したと判断された時点で保存期間満了となり、直ちに廃棄されることとなる文書である。

(4) 条例第 21 条第 2 項の該当性について

本件対象保有個人情報は、作成後保管されていたが、被害者連絡の対象事件事故等が終結したと判断されて廃棄されたため、請求日現在において保管していなかったことから、条例第 21 条第 2 項に該当するものとして不開示決定を行ったものである。

4 審議会の結論

本件保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

実施機関は、本件請求対象保有個人情報について、前記3(2)のとおり解したと説明する。

本件請求対象保有個人情報の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審議会において、審査請求人に意見書の提出及び意見陳述の機会を付与したが、本件請求対象保有個人情報の特定についての主張はなされなかった。

よって、当審議会においては、本件請求対象保有個人情報の特定についての実施機関の解釈には誤りがないものとして、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の存否について

実施機関は、本件自己情報開示請求に対し、本件対象保有個人情報は廃棄済みであるとして不開示決定を行ったが、審査請求人は、開示請求に係る個人情報を保持しているはずであるとして審査請求を行っている。

実施機関の説明によると、経過票は、作成された後、常用台帳につづられて管理することとなっているが、常用台帳で管理する必要がなくなった後の取扱いが特に定められていないため、被害者連絡の対象事件事故等が終結したと判断された時点で保存期間満了とみなして廃棄されることとなる文書であり、廃棄の記録もなされないとのことである。

当審議会において実施機関に確認したところ、「事件の捜査が終了し、被害者連絡責任者が終結と判断したとき」についての明文化された規定はなく、本件交通死亡事故の捜査については、被疑者が検察庁から起訴されたことをもって終結したと判断し、この処分結果を請求者に伝えたことをもって、被害者連絡責任者が、請求者への被害者連絡が終結したものと判断したとのことである。

当審議会において、管理規程、行政文書分類基準表及び愛知県警察行政文書整理等要領を見分したところ、経過票の保存期間は常用であり、削除用の行政文書ファイルが設けられていないものは処理が完結した後に廃棄されることが定められていた。一方、処理の完結の定義、基準等及び廃棄の記録についての定めは確認できなかった。

経過票が被害者連絡責任者の終結判断により既に廃棄の対象となっており、廃棄の記録を残すことも定められていないのであれば、経過票は保存の必要がなくなった時点において廃棄したため、請求日現在において既に廃棄済みであり、廃棄済みの記録もないという実施機関の説明が不自然、不合理であるとまではいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報不存在であることについては、前記で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。